平成２６年（フ）第４９号
兵庫県淡路市楠本2415番地１
破産者　石田　拓宏
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目123番地２　フィオーレ湖山101号、旧住所鳥取県鳥取市興南町71番地　コーポラスオクムラ205号
破産者　平尾麻布由（旧姓藤田）
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７８０号
広島県東広島市西条町田口204番地69　フォブール藤206号
破産者　片平　政徳
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３７号
山口県下関市彦島西山町２丁目２番42号
破産者　佐間田英明
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
愛媛県松山市東野３丁目10番55号
破産者　川中　裕司
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５０号
高知県土佐清水市旭町12番10号
破産者　山岡さとみ
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１３３号
福岡県嘉麻市鴨生735番地３
破産者　森永　幸一
１　決定年月日　平成27年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４号
佐賀県杵島郡白石町大字深浦5531番地２、申立時の住所佐賀県杵島郡白石町大字深浦855番地
破産者　小森　逸雄
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１１０４号
札幌市豊平区月寒東３条15丁目１番19―102号、開始決定時の住所札幌市手稲区手稲本町２条２丁目４番20―201号
破産者　鈴木　勝政
１　決定年月日　平成27年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１２５号
札幌市西区八軒５条西10丁目１番41―111号
破産者　福島　博志
１　決定年月日　平成27年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３５号
札幌市手稲区前田９条18丁目４番13号
破産者　西村　利喜
１　決定年月日　平成27年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４４号
千葉県柏市豊住３丁目８番14号、開始決定時の住所東京都墨田区東向島６丁目31番２号　ラディエンス東向島1206
破産者　安川　竜範
１　決定年月日　平成27年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
宮城県亘理郡山元町浅生原字東田115番地８
破産者　橋本　俊博
１　決定年月日　平成27年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
山形県東根市大字長瀞1773番地
破産者　今野　隆子
１　決定年月日　平成27年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３３号
山形県村山市楯岡馬場18番56号
破産者　にぐや漫平こと　笹原　正義
１　決定年月日　平成27年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１４６号
名古屋市瑞穂区姫宮町２丁目74番地の５　関ハイツ302号
破産者　土井　卓也
１　決定年月日　平成27年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６号
名古屋市中川区水里３丁目306番地の３　グループハウスくまさん、従前の住所愛知県海部郡蟹江町源氏３丁目62番地１　メゾンプラネット102号
破産者　苫米地留明
１　決定年月日　平成27年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部